

（〇）はじめに

大学で実施されている自己点検・評価制度は、それぞれの大学の教育研究水準の向上に資するために教育・研究・組織・運営・施設・設備の状況について自ら点検評価を行い、その結果を公表するものですが、1991年（平成3年）度から大学設置基準により努力義務となり、1999年（平成11年）度からは義務化されました（平成16年度より学校教育法に規定されている）。大学の各部局における自己点検・評価はこの大学全体の自己点検・評価の基礎となるもので、このためにも防災研究所はほぼ3年ごとに自己点検・評価報告書を作成してきました。

さらに、2004年（平成16年）度から国立大学が法人化され、大学は法人評価制度の下にそれぞれの大学が設定した中期目標・中期計画に従ってその計画の進捗状況等を毎年度、また期間の中間、最終年度に評価を受けることになりました。これに伴い、京都大学では、部局長等で構成される「大学評価委員会」、評価担当理事が指名する者で構成される「大学評価小委員会」（大学評価委員会の企画機能を担当）、および、各部局の自己点検・評価委員会の委員長等によって構成される「点検・評価実行委員会」が、法人評価、および、認証評価への対応を行っています。

各部局は、京都大学の中期目標・中期計画の下に6年間の行動計画を策定していますが、その行動計画の進捗状況を年度ごとに大学本部に報告し、その結果を基礎にして京都大学として年度ごとの進捗状況報告書を国立大学法人評価委員会に提出しています。この年度ごとの進捗状況調査や内部監査を受けて、進捗状況のおもしろくない行動計画の事項に関しては改善の取り組みを行うことが、京都大学における「内部質保証システム」と位置付けられています。この年度ごとの進捗状況調査に加え、大学全体での自己点検・評価もこの「内部質保証システム」の重要な要素となっています。このように、京都大学、ひいては防災研究所も多重な点検・評価システムの中で日常的に評価を受けています。その中でも、防災研究所が自ら実施する自己点検・評価は、最も研究所に近い研究者コミュニティによる外部評価の際の基礎資料となるもので、その重要度は極めて高いものです。

このように進められてきた中期目標期間中の各年度の計画策定・点検・評価のプロセスは、第4期中期目標期間（2022-2027年度）からは大きく変更されることになりました。具体的には、年度計画が廃止されるとともに、自己点検・評価の充実を前提として年度評価が廃止されました（4年目および6年目終了評価のみ実施）。部局においては、実績確認が必要な計画のみ（防災研究所では共同利用・共同研究拠点関係の計画のみ）行動計画・年度計画を作成することになっています。これらの大学全体の自己点検・評価プロセスの変革を受け、2022年（令和4年）度から防災研究所の活動の報告ならびにデータについては、防災研究所年報Cとして年度ごとに取りまとめ、3年毎の自己点検評価報告書は、全学の教育・研究に係る自己点検・評価（現況調査）の様式に則り、年報Cをもとに分析・自己判定する形式に変更しました。

本報告書は、令和2年度から令和4年度の3か年を対象とし、防災研究所年報第65・66号Cをもとに実施した自己点検・評価の結果をまとめています。